平成２５年（フ）第５２号
三重県四日市市山田町5496　第二小山田軽費老人ホームＡ型、住民票上の住所三重県四日市市曙１丁目４番８―316号
債務者　清水　㐂め
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
三重県三重郡菰野町大字竹成1651番地５
債務者　平野　秀章
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
三重県四日市市釆女町1571番地８
債務者　大久保麻育子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３５５号
京都市伏見区深草一ノ坪町41番地　パールハイツイナリ3003号
債務者　今川　　崇
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９９号
京都市山科区大宅古海道町53番地15、前住所京都市山科区勧修寺西金ケ崎385番地　正和フラット501
債務者　酒井　久美
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２８号
京都市東山区東大路塩小路上る本瓦町665番地34
債務者　山本　圭司
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４６０号
京都市南区吉祥院仁木ノ森町12番地　マイプラザ塔南506号
債務者　天野　弘道
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４６１号
京都市左京区修学院室町21番地
債務者　中島喜代子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４６８号
京都府京田辺市河原受田53番地17
債務者　後藤　　修
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９７号
京都市左京区岩倉花園町334番地１　エクセレントさわらぎⅥ102号
債務者　古沢加代子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目11番14号　木島文化、前住所大阪府門真市寿町17番18号　寿荘18号
債務者　阿部　妙子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９０号
兵庫県姫路市山吹２丁目11番34号山吹荘203
債務者　吉田ミヨ子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７６号
奈良県桜井市大字金屋289番地の41
債務者　池田美佐子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８０号
奈良県大和郡山市池之内町45番地１　中村ハイツ202
債務者　吉岡喜代美
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８６号
奈良県桜井市大字浅古1098番地の１
債務者　河原　秀明
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１２７号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目31番32号
債務者　横田　　愛（旧姓久留島・南部）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１３３号
奈良市南紀寺町２丁目276番地
債務者　吉田　抄織
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
奈良地方裁判所